

アメリカ法における クラスアクションの認証要件

—最近の合衆国最高裁判例から—

太田 幸夫

- I 序 論
- II アムジェン事件 (2013. 2. 27)
 - 1 事実関係の概要
 - 2 判 旨
 - 3 補足意見及び反対意見
- III コムキャスト事件 (2013. 3. 27)
 - 1 事実関係の概要
 - 2 判 旨
 - 3 反対意見
- IV クラスアクションに関する最近の判例の流れ
- V 若干の考察
- VI 日本法との対比
- VII 結 語

I 序 論

アメリカ合衆国（連邦）のクラスアクション制度は、強制的当事者併合（わが国の必要的共同訴訟に当たる）の例外的形態として衡平法に起源を發し、1912年の連邦衡平法規則38条、1937年の連邦民訴規則23条において明文化され、1966年の同規則の改正によりほぼ現在のクラスアクションの骨組が完成したものである*1。

上記改正後の民訴規則によれば、クラスアクションは、まず、前提として、(1) クラス〈構成員〉の数が全員の事件を併合するのが実行不可能な程に多数であること〈numerosity；多数性〉、

*1 クラスアクションの沿革について、上原敏夫・団体訴訟・クラスアクションの研究133頁以下（2001）参照。

- (2) クラスに共通する法律上又は事実上の争点が存在すること (commonality: 共通性),
 - (3) 代表当事者の請求又は防御方法がクラスの請求又は防御方法として典型的であること (typicality: 典型性),
 - (4) 代表当事者がクラスの利益を公平かつ適切に守るであろうこと (adequacy of representation: 代表の適切性),
- 以上の4要件をいずれも満たさなければならないとされる (23条(a))。

クラスアクションの類型としては、概略、

- (1) 個別的に訴えを提起し、又は訴えられることにより、
 - (A) 矛盾若しくは異なる判断が下され、反対当事者に両立できない行動基準を定立することになる場合、又は、
 - (B) クラス構成員に関する裁判が実質的には非当事者の利益を処分する性質を有するか、自己の利益を守る能力を実質的に損ない、若しくは妨げる場合、
- (2) 反対当事者がクラス全般に通用する理由により行動し、又は行動せず、クラス全体として差止め又は宣言的判決が適切な場合、
- (3) クラス構成員に共通する法律上又は事実上の争点が個々の構成員のみに影響する争点に対して支配的であること (predominance: 支配性)、及び、紛争を公平かつ効率的に裁定するにはクラスアクションが他の利用可能な手段に優越していること (superiority: 優越性)を裁判所が認定する場合、

以上の3種類がある (同条(b))。

同条(b)(3)の認定に関連する事項に含まれるものとして、

- (A) クラス構成員が別の訴訟を進行又は防御する利益、
- (B) 既にクラス構成員により若しくはその者に対して開始されている訴訟の範囲及び性質、
- (C) 特定の裁判所に請求訴訟を集中させることの適否、
- (D) クラスアクション運営上想定される困難度、

以上の4点が例示されている (同条(b)(3)後段)。

クラスアクションとして訴えが提起された場合、裁判所はクラスアクションの提起があった後、実行可能な限り速やかにクラスアクションとして認証するか否かを命令 (certification order) により決定しなければならないとされる (同条(c)(A))*²。

なお、この命令は最終判決前に変更又は修正することが可能である（同条(c)(B)）。

同条(b)(3)のタイプのクラスアクションは、反トラスト法事件や証券詐欺事件で広く利用されてきたほか、近時、消費者訴訟や環境訴訟でも利用されるようになったが*3、クラスアクションとしての認証が得られないと集団和解のチャンスが生まれず、訴訟の維持も費用面などから困難になってくる。そのためにクラスアクション認証要件やその他の妨訴抗弁をめぐる争いが激しく行われる実状にある*4。

本稿は、その内、2013年に合衆国最高裁が「支配性」に関して下した2判決、すなわち、後記Ⅱの*アムジェン*事件（積極）及びⅢ*コムキャスト*事件（消極）の各判決を中心に考察する。そのため、その前後のクラスアクションに関する合衆国最高裁判例の流れを概観した上、若干の考察を加え、日本法と対比して検討し、これから何らかの示唆を得ることができると探りたいと思う。

Ⅱ アムジェン事件（2013. 2. 27）*5

1 事実関係の概要

資金運用団体のコネティカット・リタイアメント・プランズ・アンド・トラスト・ファンド（以下、「コネティカット・リタイアメント」という）は、株式市場でバイオ・テクノロジーによる製薬会社アムジェンの株式を購入したが、その後、株価が下落したことにより損失を被った。コネティカット・リタイアメントによれば、アムジェンの役員らが、2004年4月、その製品について虚偽

* 2 クラスアクション認証時に関する文言は、2003年に改正された。

* 3 CHARLES ALAN WRIGHT ET AL., *LAW OF FEDERAL COURTS* 516 (7th ed. 2011).

* 4 クラスアクションに関する最近の合衆国最高裁判例の潮流については、後記Ⅳにおいて検討する。

* 5 アムジェン事件を紹介した邦語文献として、会沢恒ほか座談会「合衆国最高裁判所2012-2013開任期重要判例概観」アメリカ法〔2013-2〕237頁以下、湯原心一「証券クラスアクションのクラス認定での『市場に対する詐欺』理論の適用の可否をめぐる『重要性』の立証」比較法学48巻1号201頁以下がある。英文による評釈として、*The Supreme Court, 2012 Term—Leading Cases*, 127 HARV. L. REV. 268-277 (2013) がある。

の事実を公表し、その際、重要な事実を脱漏したこと（以下、これらの作為及び不作為を併せて「誤表示」ということがある）で株価を上げ、その後の2007年5月に至り、真実を開示して株価が下がったため、アムジェン及びその役員ら（以下、併せて「アムジェン」という）はコネティカット・リタイアメントらの被害者に対し、証券取引法10条(b)及び証券取引委員会規則10b-5^{*6}により損害賠償責任を負うというものである。

コネティカット・リタイアメントは、2004年4月から2007年5月までの間に同様の損失を被った者を代表して合衆国カリフォルニア州中部地区地裁にアムジェンとその役員らを被告とするクラスアクションを提起した。そこでクラスアクションの要件（上記I参照）、なかんずく民訴規則23条(b)(3)の「支配性」の有無が争われた。アムジェンは、クラス認証の段階においても株式購入者側でアムジェンの役員による誤表示の重要性（materiality）^{*7}及び損害との間の因果関係を証明しなければならず、それには被害者毎の個別立証が必要となるため、本件訴えはクラスアクションとしての「支配性」の要件を欠くと主張した。これに対しコネティカット・リタイアメントは、市場で株式を購入した者は発行会社の提供する情報を信頼したものと推定するとの、いわゆる「市場に対する詐欺」（fraud-on-the-market）理論^{*8}を援用し、クラス認証の段階でこの点に関する証明は不要であると主張した。

第一審（上記地裁）は、2009年8月12日、アムジェンの主張する点は本案の問題であるとしてクラス認証をした^{*9}。

アムジェンらはこの決定に対して中間抗告^{*10}をしたところ、第二審の第九控

* 6 § 10 (b) of the Securities Exchange Act of 1934 and Securities and Exchange Commission Rule 10b-5.

* 7 「重要性」とは、価格決定への影響力を指す。

* 8 合衆国最高裁はベイシック事件判決（Basic Inc. v. Levinson, 485 U.S. 224 (1988)）で初めてこの「市場に対する詐欺理論」を採用した（その第一審はクラス認証後、簡易判決（summary judgment）で請求を棄却した。Levinson v. Basic, Inc., 1984 WL 1152 (N.D. Ohio 1984)）。同理論は、効率的な市場で取引される有価証券の価格は発行会社に関するすべての利用可能な情報を反映して決定されることを前提とし、購入者が購入の際、かかる情報を信頼したと推定するものである。この推定は、反証が可能とされる。

* 9 Connecticut Retirement Plans and Trust Funds v. Amgen Inc., 2009 WL 2633743 (C.D. Cal. 2009).

裁は、中間抗告を許可したが、2011年11月8日、この抗告を棄却した*11。

アムジェンは、合衆国最高裁に裁量上訴 (certiorari) を申し立て、これが受理されることとなった。合衆国最高裁は、2013年2月27日、アムジェンの抗告を棄却した*12。法廷意見は、ギンズバーグ判事が執筆し、これにロバーツ長官、ブライア、アリトー、ソトマヨール、ケイガン各判事が加わった。アリトー判事は補足意見、スカリア、トーマス両判事はそれぞれ反対意見を執筆し、トーマス判事の反対意見にケネディ、スカリア両判事が同調した (ただし、スカリア判事は、後記のとおり、一部のみと同調)*13。

2 判 旨

〔ギンズバーグ判事。ロバーツ長官、ブライア、アリトー、ソトマヨール、ケイガン各判事同調〕

- ① コネティカット・リタイアメントは、本案で勝訴するために〈誤表示の〉重要性を証明しなければならないが、この証明はクラス認証において不可欠の要件ではないと考える。〈民訴〉規則23条(b)(3)は、クラスに共通な争点を示すことを求めているが、この問題を実体的にクラスに有利に解くことまで求めている。重要性は、客観的な基準によって判断されるものであるから、アムジェンによる誤表示又は脱漏とされるものの重要性はコネティカット・リタイアメントが代表しようとするすべての構成員に共通の争点というべきである。〈中略〉原告のクラスが重要性を証明できなくてもそのことから個々の争点の方が支配的であるということにはならない。それよりも、重要性の争点に関する証明に失敗すると、重要性がクラス構成員による証券詐欺請求の基本的要件である限り、事件を終了させるものである。重要性について当該クラスは完全に一体である。当該クラスは勝つか負けるかの点で一

*10 民訴規則23条(f)による。なお、中間上訴につき、28 U.S.C. § 1292 (b) 参照。

*11 Connecticut Retirement Plans and Trust Funds v. Amgen Inc., 660 F.3d 1170 (9th Cir. 2011).

*12 Amgen Inc. v. Connecticut Retirement Plans and Trust Funds, 133 S.Ct. 1184 (2013).

*13 以下、判旨は、主要部分の意識に留め、適宜、番号を付した (下記Ⅲのキャスト事件についても同じ)。

致している。特定のクラス構成員の個別の事情が争点になることは決してない。〈中略〉〈民訴〉規則23条(b)(3)による認証判断の役割は〈本案〉事件を裁断することではなく、紛争を公平かつ効率的に裁断するのに最も適した方法を選択することにある〔1191頁〕。

- ② 私達はこれまでクラス認証の検討は厳格にされなければならない、原告の基本的な請求の本案(判断)とある程度重なっても良いと述べたことはあるが*14、〈民訴〉規則23条は、〈クラス〉認証段階で制限なく本案について探求することを許していない。本案の争点は、それが〈民訴規則〉23条のクラス認証要件を充たすか否かを判断するのに必要な限度においてのみ考慮することができる〔1194頁以下〕。
- ③ 訴訟の進行上、クラスに共通の法律上又は事実上の争点が特定の構成員のみに関わる争点より支配的であることを確認するのに重要性の証明が必要かどうかは本件での中心的な論点である。この論点に対する回答は、二つの理由により「ノー」である。第一に、重要性の争点は脱漏された又は誤表示された事実が合理的な投資家に及ぼす意義を含む客観的なものであるが故に、重要性はクラスに共通の証拠によって証明することができる。第二に、重要性という共通の争点に関する証明に失敗したからといって個々の争点が支配的であるという危険性はない。〈中略〉コネティカット・リタイアメントが〈アムジェンによる〉簡易判決(summary judgment)の申立てに対抗し、あるいは本案審理で勝訴するために必要な重要性の証拠を十分提出できないとしても〈メンバー〉個々人の〈誤表示に対する〉信頼に関する争点がクラスに共通の争点に対して支配的であることにはならない。反対に、重要性の要件に関する証明に失敗すると〈メンバー〉個人にとっても全員にとっても事件は〈敗訴で〉終了する〔1195頁以下〕。
- ④ クラス代表として想定される者が〈発行会社による〉誤表示があった時点と真実が明かされた時点の間に関連する取引を行ったことを証明する必要性は、主に〈民訴〉規則23条(a)(3)と(a)(4)による典型性と代表の適切性の調査に関わっており、〈民訴〉規則23条(b)(3)の支配性に関わるものではない。〈中略〉市場に対する詐欺理論により取引時に関する要件をクラス認証前に証明すべ

*14 ウォルマート事件決定(後記Ⅳ〔5〕)を引用する。

きであるとの要請は、重要性をもクラス認証段階で証明すべきであるかどうかとの問題に何ら資するものではない〔1198頁以下〕。

- ⑤ 重要性は、〈証券取引委員会〉規則10b-5訴訟の他の要件、特に原告の請求の根拠とされる〈発行会社の〉説明や脱漏が虚偽ないし誤導的であり、それが原告に経済的損害をもたらしたとの要件と〈取扱いにおいて〉何ら異なるものではない。クラス認証がもたらす和解への圧力が訴訟事件の司法による解決を妨げることはあり得る。しかし当裁判所は損害の因果関係及び被告による説明又は脱漏の虚偽性や誤導的性質についてクラス認証前に判断する必要がないことを既に判示した〔1200頁〕^{*15}。

3 補足意見及び反対意見

〔アリトー判事の補足意見〕

- ① 本件ではベイシック事件判決による市場に対する詐欺理論の妥当性が問われていないという理解のもとに法廷意見に加わるものである〔1204頁〕。
- ② 最近では〈市場に対する詐欺理論による〉推定が誤った前提に依拠しているとの証拠も出され、ベイシック事件判決による推定について再考するのが適当かも知れない〔1204頁〕。

〔スカリア判事の反対意見〕

- ① トーマス判事の反対意見には、その第一部Bを除き、賛同する^{*16}〔1204頁〕。
- ② ベイシック事件判決による市場に対する詐欺理論—良く機能している市場、市場における売買、市場に開示された重要な誤表示の存在によって〈それに対する〉信頼が証明されるとする—は単に実体的な責任の問題のみならず、〈クラス〉認証が適法であるか否かをも律する。この理論の全要件は、重要性も含め、それが信頼されたのか、それはいつかが〈クラス〉認証を得るために証明されなければならない。この問題に対する答えは、〈民訴〉規則23条(b)(3)にではなく、ベイシック事件決定の中にある〔1205頁〕。

〔トーマス判事の反対意見。ケネディー判事同調、スカリア判事一部同調〕

*15 後記Ⅳ〔3〕の第一次ハリバートン事件決定を引用する。

*16 スカリア判事がトーマス判事の反対意見の一部に賛同しなかった理由は明示されていない（本稿で訳出したトーマス判事の反対意見中、③及び④はその賛同しない部分に含まれる）。

- ① 〈クラス〉認証の段階で重要性を証明しない限り、原告らはベイシック判決の市場に対する詐欺理論による推定を援用できない。市場に対する詐欺の証明がなければ、原告らは〈民訴〉規則23条(b)(3)が求めるように、〈誤表示に対する〉個別的な信頼の争点が支配的ではないことを示すことができない。同条項の要件を充たさない限り、クラス認証は不適當である。このように市場に対する詐欺はクラス認証に先行する要件であり、それが認められない限り、〈誤表示に対する〉個別的な信頼の争点のため〈クラス〉認証ができなくなる〈1206頁〉。
- ② 原告らは、後に本案審理の上、重要性の要件で敗れることがあるからという理由のみによって信頼の争点が〈クラス構成員に〉共通であることを示す民訴規則23条上の責任を免れることはできない。ベイシック事件判決の市場に対する詐欺理論による推定を援用する証券詐欺事件の原告は、〈民訴〉規則23条(b)(3)の要件を充たすため、〈誤表示に対する〉信頼の争点がクラスに共通であることを示すべく、〈クラス〉認証の段階でこの理論の要件のすべてを証明することが要求される〈1207頁〉。
- ③ 〈民訴〉規則23条(b)(3)は、〈クラス〉認証を求める当事者に対し、クラス構成員に共通する法律上又は事実上の争点が個々の構成員のみに影響する争点に対して支配的であることの証明を求めている。クラス認証を求める原告は認証段階では請求の全要件を証明することを求められないが、請求の全要件がクラス全体の証明に服することを示さなければならない。〈中略〉その証明がなければ、当該訴訟の解決を導くのに適した共通の解答を生み出す余地がないから、〈クラス〉認証を正当とする理由がない〈1209頁以下〉。
- ④ 〈誤表示の〉重要性を欠くと市場に対する詐欺理論による推定はなく、信頼の争点は個別的のままで残り、〈民訴〉規則23条(b)(3)の認証は不可能である。重要性の証拠が〈クラス〉認証時における市場に対する詐欺と本案の独立した要件の双方に向けられていることは何ら問題でない。ウォルマート事件決定は、〈クラス〉認証時に本案に関連する争点を調査することができる」と明示的に判示した〈1211頁〉^{*17}。

*17 ウォルマート事件決定につき、後記IV〔5〕参照。

Ⅲ コムキャスト事件 (2013. 3. 27) *18

1 事実関係の概要

ペンシルヴェイニア州フィラデルフィア周辺を中心に営業するケーブルテレビ会社のコムキャストとその子会社（以下、「コムキャスト」という。）は、競業する会社と相互に施設を交換することなどによりフィラデルフィア周辺での競争力を高めていた。コムキャストの顧客であるベーレンドは、コムキャストの集約的行為（clustering）が私的独占を禁じたシャーマン法1条・2条*19に違反し、顧客らから不当に高い料金を徴取したと主張し、顧客約200万人を代表して合衆国ペンシルヴェイニア州東部地区地裁にコムキャストを被告として損害賠償を求めるクラスアクションを提起した。本件でもクラスアクションの要件、なかんずく、民訴規則23条(b)(3)の「支配性」の有無が争われた。ベーレンドは、顧客らの損害発生原因に関し、4通りの主張をした。それは、第1にコムキャストの集約的行為により競業者のローカルスポーツ報道を減少させてコムキャストに収益を得させたこと、第2にコムキャストの行為が競争相手であるケーブル会社の競争力を低下させたこと、第3にコムキャストは顧客が料金を比較するのに用いる基準となる競争の程度を低下させたこと、第4に集約的行為によりコムキャストのコンテンツ供給者に対する交渉力が増したことである。コムキャストは、損害額の全体について専門家証言に基づき、8億7,557万ドル余りと主張した。

第一審（上記地裁）は、ベーレンドの主張する損害発生原因の内、第2の競業社の競争力低下の主張についてのみ争点の共通性を認め、損害算定についても争点の共通性を認めてクラス認証をした*20。

第二審の第三控裁は、コムキャストの中間抗告を許可したが、この抗告を棄却した*21。

*18 コムキャスト事件決定及び後記Ⅳ〔5〕のウォルマート事件決定を紹介した邦語文献として、太田洋・宇野伸太郎「米国クラスアクションにおける承認手続」商事法務2013号18頁以下がある。

*19 Sherman Act, 15 U.S.C. § § 1, 2.

*20 Behrend v. Comcast Corp., 264 F.R.D. 150 (E.D. Pa. 2010).

*21 Behrend v. Comcast Corp., 655 F. 3d 182 (3d Cir. 2011).

コムキャストは、合衆国最高裁に裁量上訴を申し立て、これが受理されることとなった。合衆国最高裁は、2013年3月27日、コムキャストの抗告を認め、原決定を破棄した^{*22}。法廷意見は、スカリア判事が執筆し、これにロバーツ長官、ケネディ、トーマス、アリトー各判事が加わった。ギンズバーグ、ブライア両判事が共同反対意見を執筆し、これにソトマヨール、ケイガン両判事が同調した。

2 判 旨

〔スカリア判事。ロバーツ長官、ケネディ、トーマス、アリトー各判事同調〕

- ① クラスアクションは、訴訟は特定の名前を有する当事者によってその者のために遂行されるという通常のルールに対する例外である。この例外に該当するためには、クラスアクションを遂行しようとする当事者は〈民訴〉規則23条の要件を積極的に証明しなければならない。〈民訴〉規則は、単なる主張 (pleading) の基準を規定したのではない。当事者は、〈民訴〉規則23条(a)が規定するとおり、〈クラスには〉実際に十分な数の構成員がいること、共通の法律上又は事実上の争点があること、請求又は防御方法の典型性、代表の適切性を立証する準備がなければならないだけではない。当事者は〈民訴〉規則23条(b)の内、少なくとも一つの規定に該当することを証拠により示さなければならない。本件で問題とされるのは、〈民訴〉規則23条(b)(3)の支配性である〈1432頁〉。
- ② 裁判所が〈クラス〉認証の問題を解くには主張の背景を探る必要があること、事実審が厳格な分析をした後、〈民訴〉規則23条(a)の要件を十分に具備すると認めた場合のみ〈クラス〉認証するのが正しいことを我々は繰り返し強調している^{*23}。かかる分析には、しばしば原告の請求の基礎である本案の判断と重なることがある。それは、一般的にクラス認証が原告の請求原因を構成する事実上及び法律上の争点の入り組んだ判断を含んでいるからである〈1432頁〉。

*22 Comcast Corp. v. Behrend, 133 S.Ct. 1426 (2013). 英文の評釈として、*The Supreme Court, 2012 Term—Leading Cases*, 127 HARV. L. REV. 275 (2013) がある。

*23 後記IV〔5〕のウォルマート事件決定等を引用する。

- ③ 同様の分析原理は、〈民訴〉規則23条(b)にも当てはまる。さらに言えば、〈民訴〉規則23条(b)(3)の支配性基準は23条(a)より厳しいものである。大胆な革新である〈民訴〉規則23条(b)(3)は、クラスアクションとして扱うかどうか明確に要求されていない事態のために〈制度〉設計されたものである。それ故、議会在(b)(3)クラス構成員に(b)(1)又は(b)(2)クラス構成員とは異なる保護規定（例えば、オプトアウトの機会）^{*24}を設け、共通の争点が個人のそれに対して支配的であるかどうかを裁判所が綿密に調べる義務があるのである（1432頁）。
- ④ 原審は、クラス認証の適否に関連する相手方〈原告〉が主張する損害論に対する〈被告人コムキャストの〉反論を、それが本案の判断にも関連するという理由のみで拒否することにより、綿密に調べよとする我々の判例に違反した。〈クラス〉認証の適切な判断基準によれば、相手方の主張する損害論は、クラス全体で損害を算定することのできないものであることは明らかである。〈中略〉本件は、クラス認証原則の単純な適用の問題であって、反対意見のように反トラスト法を実体的に議論する余地はない（1432頁以下）。
- ⑤ 〈損害の〉算定が厳密である必要はないが、クラス認証段階では原告らのいかなる損害論も、その責任原因と、特に違反行為による反競争の結果の関係で、一致するものでなければならない（1433頁）。
- ⑥ 〈原告の主張する〉損害論は、本件訴訟の前提とする被告人〈コムキャスト〉の責任による特定の反トラスト行為^{*25}から生じた損害を算定することができないものであることが明らかである。〈原告側専門家証人である〉マクレイヴ博士は、〈原告の主張する〉損害は反競争の行為全体から算定したものであり、特定の反競争的効果の主張に結び付けられたものではないことを明白に認めている（1433頁以下）。

3 反対意見

〔ギンズバーグ、ブライア両判事の共同執筆。ソトマヨール、ケイガン両判事同調〕

*24 連邦民訴規則23条(c)(2)(B)(v)参照。

*25 ベーレンドが主張した4種の損害発生原因の内、第一審で共通争点として認められた競業社の競争力低下の主張を指す（前記1参照）。

- ① 支配性の要件は、想定されるクラスが代表者による審理を正当とする程に一体化しているかどうかを調べることを企図したものであるが、すべての争点について共通性を要求するものではない〈1436頁〉。
- ② 我々は、下級審の一致した事実判断に介入することに消極的であった。〈中略〉本件においては、地裁がマクレイヴ博士の計量数学による算定方式について、原告の損害論の3点を排除した後にもかかわらず、これによって損害算定は可能であると判断した。〈中略〉これはその算定方式がどのように機能するかとの事実判断である。我々の通常の実務どおり、この判断を維持すべきである〈1439頁以下〉。

IV クラスアクションに関する最近の判例の流れ

ここでは、本件各判決と裁判官の構成が同一である2011年^{*26}以降に下されたクラスアクションに関する合衆国最高裁判例の概要と裁判官の意見分布を検討することとする。

〔1〕マトリックス事件 (2011. 3. 22)^{*27}

製薬会社マトリックスの株式を購入した者が、同社は製造する薬を服用したことにより副作用が生じたとするレポートのある事実を隠して業績が好調であることを発表し、その後、副作用についての報道がされたため株価が下がったとして証券取引法10条(b)に基づき、マトリックスに対して損害賠償を求めるクラスアクションを提起した^{*28}。第一審連邦アリゾナ地裁は、マトリックスの受け取ったレポートがマトリックスの薬によって副作用が生じたことについて有意義な証拠を反映したものであることが原告により主張されず、重要な誤表

*26 合衆国最高裁では、2010年6月29日にスティーヴンズ判事が退官し、同年8月7日にケイガン判事が就任した。

*27 *Matrixx Initiatives, Inc. v. Siracusano*, 131 S.Ct. 1309 (2011). 本決定と後記〔3〕の第一次ハリバートン事件決定を紹介するものとして、加藤貴仁・〔2012-1〕アメリカ法191頁以下がある。

*28 この請求原因は上記Ⅱのアムジェン事件と同様、「市場に対する詐欺」理論に依拠する。

示の主張がされていないとしてクラス認証を否定した*29。抗告審の連邦第九控裁は、訴状には薬と副作用を結ぶ合理的な投資家にとって有意義な情報について記載されているとして抗告を認めた*30。

合衆国最高裁は裁量上訴を許した上、訴状がマトリックスの主要製品の商業的価値に対する重要な危険性を示す事実を述べているとして、抗告審の判断を維持する決定を下した。この決定は、裁判官全員一致の評議によりソトマヨール判事が執筆したものである。

〔2〕 AT&T事件 (2011. 4. 27)*31

コンセプション夫妻は、AT&Tモビリティ社（以下、「AT&T」という。旧商号はシンギュラー・ワイアレス社）から無償との約束で電話機を受け取ったが、その通常価格に対応する売上税として30ドル余りを請求された。夫妻は、連邦キャリフォルニア南部地裁に損害賠償を求める訴えを提起した。この訴えは、同様の損害賠償を求めるクラスアクションに併合された。AT&Tは、コンセプション夫妻との間で締結された契約にある仲裁条項により仲裁手続に付する決定を申し立てた。コンセプション夫妻は、当該仲裁合意がクラス仲裁を認めていない点で非良心的であると主張し、仲裁手続に反対した。上記地裁は、キャリフォルニア州最高裁判例（ディスカヴァーバンク事件）*32を援用し、AT&Tは二当事者間の仲裁がクラスアクションによる抑止効果の代わりになることを示さなかったとして仲裁手続への付託を認めなかった*33。抗告審の連邦第九控裁は、AT&Tの抗告を棄却した*34。

合衆国最高裁はAT&Tの裁量上訴を許した上、連邦仲裁法2条は、仲裁を

* 29 Siracusano v. Matrixx Initiatives, Inc., 2005 WL 3970117 (D. Ariz.).

* 30 Siracusano v. Matrixx Initiatives, Inc., 585 F. 3d 1167 (9th Cir. 2009).

* 31 AT&T Mobility LLC v. Conception, 131 S.Ct. 1740 (2011). 本決定と後記〔5〕のウォルマート事件決定を紹介するものとして、宮下紘「アメリカ最高裁の判決を読む（2010-2011開廷期）」駿河台法学25巻2号264頁以下、それに後記〔4〕のJCG事件決定を加えて紹介するものとして、会沢恒ほか「合衆国最高裁判所2010-2011開廷期重要判例概観」〔2011-2〕アメリカ法357頁以下がある。

* 32 Discover Bank v. Superior Court, 36 Cal. 4th 148, 113 P. 3d 1100 (2005).

* 33 Laster v. T-Mobile USA, Inc., 2008 WL 5216255 (S.D.Cal. 2008).

* 34 Laster v. AT&T Mobility LLC, 584 F. 3d 849 (9th Cir. 2009).

排除する州法に先占するとして原決定を破棄し、差し戻した。本決定は、スカリア判事が執筆し、ロバーツ長官、ケネディ、トーマス、アリトー各判事が同調した。トーマス判事が補足意見、ブライア判事が反対意見を執筆し、この反対意見にギンズバーグ、ソトマヨール、ケイガン各判事が同調した。

〔3〕 第一次ハリバートン事件 (2011. 6. 6)^{*35}

投資ファンドであるエリカ・P・ジョン・ファンド（以下「EPJファンド」という）は、ハリバートン社の株式を市場で購入したところ、その後株価が低落したため損害を被った。EPJファンドは、その原因は、ハリバートン社がアスベスト訴訟による損失の見込みや建設業による収入見込みについて虚偽の発表をし、後に発表を訂正したためであると主張し^{*36}、証券取引法10条(b)に基づき、ハリバートン社とその役員を被告として連邦テキサス北部地裁にクラスアクションを提起した。同地裁は、虚偽の発表と損害との間の因果関係（loss causation）が立証されていないことを理由にクラス認証を拒否した^{*37}。抗告審の第五控裁も同様の結論であった^{*38}。

合衆国最高裁はEPJファンドの裁量上訴を許した上、市場に対する詐欺理論で推定される「信頼」(reliance)とは、〈発表と〉取引の因果関係（transaction causation）であって、クラス認証の段階で損害の因果関係を証明する必要はないとして、原決定を取り消し、差し戻した。この決定は、裁判官全員一致の評議によりロバーツ長官が執筆したものである。

*35 Erica P. John Fund, Inc. v. Halliburton Co., 131 S.Ct. 2179 (2011). 本決定を紹介する邦語文献として、前記注27に記載した加藤貴仁の評釈がある。なお、本件は合衆国最高裁からの差戻し後、再度、合衆国最高裁に係属することとなった（後記〔8〕の第二次ハリバートン事件決定参照）。

*36 この主張も上記ⅡのAmgen事件と同様、「市場に対する詐欺」理論に依拠する。

*37 Archdiocese of Milwaukee Supporting Fund, Inc., v. Halliburton Co., 2008 WL 4791492 (N.D.Tex. 2008).

*38 Archdiocese of Milwaukee Supporting Fund, Inc., v. Halliburton Co., 597 F. 3d. 330 (5th Cir. 2010).

〔4〕JCG事件（2011. 6. 13）^{*39}

マサチューセッツ州で投資信託を販売するジェイナス投資基金（JIF）はアドバイザー兼業務執行者としてジェイナス・キャピタル・グループ社（JCG）の完全子会社ジェイナス・キャピタル・マネジメント社（JCM）を使っていた。JIFが投資信託の目論見書に取引時間の操作抑止について虚偽記載をしていたことが露見し、JCGの株式相場は下落した。JCGの株式を保有するファースト・デリヴァティブ・トレーダーズ（以下「ファースト・デリヴァティブ」という）は、JCG及びJCMに対し、証券取引法10条(b)に基づき、連邦メアリランド地裁にクラスアクションを提起した^{*40}。同地裁は、訴状に十分な請求原因が記載されていないとして訴状を却下した^{*41}。抗告審の第四控裁は、原命令を取り消した^{*42}。その理由は、ファースト・デリヴァティブは、JCGとJCMが共に目論見書の作成と配布に関与することにより誤記載をした（made the misleading statements）ことを十分に主張していること、ただし、株式購入者の誤記載に対する「信頼」の要件については、JCMが目論見書の内容を準備したことが推測でき、他方、JCGには当てはまらないが、JCGは証券取引法20条(a)によりJCMの管理者としての責任を負うことが主張されているというものである。

合衆国最高裁はJCGらの裁量上訴を許したが、証券取引委員会規則10条b-5にいう誤記載をした者とは、その記載に最終の権限を有する者をいい、本件でこれに該当するのはJIFであり、JCGとJCMは該当せず、JCMが誤記載者でない以上、親会社JCGの管理者責任もその前提を欠くとして、原決定を破棄した。法廷意見はトーマス判事が執筆し、これにロバーツ長官、スカリア、ケネディー、アリトー各判事が同調した。ブライア判事は反対意見を執筆し、これにギンズバーグ、ソトマヨール、ケイガン各判事が同調した。

*39 Janus Capital Group, Inc., v. First Derivative Traders, 131 S.Ct. 2296 (2011).
本件を紹介した邦語文献として、前記注31記載の会沢恒ほか「合衆国最高裁判所2010-2011開廷期重要判例概観」がある。

*40 この訴えの請求原因は、上記ⅡのAmジェン事件と同様、「市場に対する詐欺」理論に依拠する。ただし、本件訴訟では、本文で述べるように、同理論による推定以外の論点の主たる争点となった。

*41 In re Mutual Funds Inv. Litigation, 487 F. Supp. 2d 618 (D. Md. 2007).

*42 In re Mutual Funds Inv. Litigation, 566 F. 3d. 111 (4th Cir. 2009).

〔5〕ウォルマート事件 (2011. 6. 20)^{*43}

小売業大手のウォルマートに勤める女性デュークは、会社から公民権法第7章に違反して賃金や人事面で性差別を受けたと主張し、同様の女性社員約150万人を代表して差止め、宣言的判決及びバックペイを求めるクラスアクションを連邦カリフォルニア北部地裁に提起した。同地裁は、このクラスアクションの大部分を民訴規則23条(a)及び同条(b)(2)に適合するとして認証した^{*44}。抗告審の第九控裁は、おおむね第一審の認証を維持し、抗告を棄却した^{*45}。

合衆国最高裁はウォルマートの裁量上訴を許したが、クラス構成員の供述によっては会社が女性差別政策をとっていたことの証拠にならず、民訴規則23条(a)(2)の共通性の要件を充たさないこと、差止め又は宣言的判決の訴えがクラス全体に適切であるとしても、金銭的請求は、少なくとも差止め又は宣言的判決の訴えに付随的 (incidental) でない以上、適切ではないこと、バックペイ請求に対する使用者側の抗弁を審理する必要上、バックペイ請求を差止め又は宣言的判決の訴えに付随的なものとする事ができないことを理由に原決定を破棄した。法廷意見はスカリア判事が執筆し、これにロバーツ長官、ケネディ、トーマス、アリトー各判事が同調した。ギンズバーグ判事は、法廷意見の一部に同調し、一部に反対する意見を執筆し、これにブライア、ソトマヨール、ケイガン各判事が同調した^{*46}。

〔6〕オックスフォード事件 (2013. 6. 10)^{*47}

小児科医のサッターは医療保険会社オックスフォード・ヘルス・プランズ(以下「オックスフォード」という)との間でオックスフォードの紹介する患

*43 Wal-Mart Stores, Inc. v. Dukes, 131 S.Ct. 2541 (2011). 本件を紹介する文献について前記注31に掲げたもののほか、樺博行「クラス・アクションの要件」アメリカ法判例百選146頁以下 (2012) がある。

*44 Dukes v. Wal-Mart Stores, Inc., 222 F.R.D. 137 (N.D.Cal. 2004).

*45 Dukes v. Wal-Mart Stores, Inc., 603 F. 3d 571 (9th Cir. 2010). 同決定は、大法院 (en banc) の再審理によるもので、その前に別の裁判体による決定が介在するが、説明を省略する。

*46 一部反対の趣旨は、本訴を民訴規則23条(b)(2)でなく、同条(b)(3)によるクラスアクションとして事件を差し戻しの上、審理すべきであるというものである (2561頁)。

者に医療を施す契約を締結していたが、同契約には両者間の紛争は司法手続ではなく、仲裁により解決するとの仲裁条項が付されていた。サッターはオックスフォードから医療報酬の支払いを十分かつ迅速に受けられなかったと主張し、同様の立場にある医師らのためニュージャージー州の裁判所にクラスアクションを提起したが、本件仲裁条項により事件が仲裁に付されることになった。サッターはクラス仲裁手続を希望し、オックスフォードはそれに反対であったが、双方とも本件仲裁条項がクラス仲裁を許容しているかどうかの解釈を仲裁人に委ねることで合意した。仲裁人はこれを肯定する判断を示した。オックスフォードは仲裁人の判断は誤りであると主張し、連邦仲裁法10条(a)(4)^{*48}に基づき、連邦ニュージャージー地裁に取消しの申立てをした。同地裁はこの申立てを棄却し^{*49}、抗告審の第三控裁はオックスフォードの抗告を棄却した^{*50}。

仲裁手続進行中の2010年4月27日に合衆国最高裁はストルト・ニールセン事件において仲裁合意に基づかずにクラス仲裁を強制することはできないとの判断を示した^{*51}。そこでオックスフォードは仲裁人に再考を求めたが否定的判断を受け、前記地裁に仲裁人の判断の取消しを申し立てた。同地裁はこの申立てを棄却し^{*52}、第三控裁もオックスフォードの抗告を棄却した^{*53}。

合衆国最高裁はオックスフォードの裁量上訴を許したが、仲裁条項の解釈は仲裁人に委ねられており、仲裁人に越権行為はないと判示してこれを棄却した。法廷意見は全員一致の評決によりケイガン判事が執筆し、アリトー判事が意見

*47 Oxford Health Plans, LLC v. Sutter, 133 S.Ct. 2064 (2013). 本件と後記〔7〕のアメックス事件を紹介する文献として、会沢恒ほか「合衆国最高裁判所2012-2013年開廷期重要判例概観」〔2013-2〕アメリカ法263頁以下がある。

*48 Federal Arbitration Act, 9 U.S.C. § 10 (a) (4).

*49 Sutter v. Oxford Health Plans, LLC, 2005 WL 6795061 (D. N.J. 2005).

*50 Sutter v. Oxford Health Plans, LLC, 227 Fed. Appx. 135 (3d Cir. 2007).

*51 Stolt-Nielsen S.A. v. Animalfeeds Int'l Corp., 559 U.S. 662 (2010). 法廷意見はアリトー判事が執筆し、これにロバーツ長官、スカリア、ケネディ及びトーマス各判事が同調する。ギンズバーグ判事は反対意見を執筆し、これにステイヴンズ及びブライア各判事が同調する。ソトマヨール判事は評議に加わっていない。英文の評訳として、*The Supreme Court, 2012 Term—Leading Cases*, 127 HARV. L. REV. 278-287 (2013) がある。

*52 Sutter v. Oxford Health Plans, LLC, 2011 WL 734933 (D.N.J.).

*53 Sutter v. Oxford Health Plans, LLC, 675 F. 3d. 215 (3d Cir. 2007).

を述べ、これにトーマス範囲が同調した。

〔7〕 アメックス事件 (2013. 6. 20)^{*54}

飲食店業のイタリアン・カラーズ・レストラン (以下「イタリアン・カラーズ」という) は、アメリカン・エクスプレス社 (以下「アメックス」という) との間で加盟店契約を締結したが、同契約中には両者間の紛争は仲裁によって解決するとの条項 (仲裁条項) があり、それに仲裁をクラスアクション式で行う権利がないことが付記されていた。イタリアン・カラーズは、アメックスが独占力を用い、高いクレジット・カードの手数料支払を強制させたのはシャーマン法に違反するとしてアメックスに対し、損害賠償を求めるクラスアクションを連邦ニューヨーク南部地裁に提起した。アメックスは本件仲裁条項に基づき、本件を仲裁に付することを申し立てたところ、同地裁は、この申立てを認め、イタリアン・カラーズの訴えを却下した^{*55}。抗告審の第二控裁は、本件仲裁条項はクラスアクション方式を禁止し、これにより加盟社の実行可能な救済手段を奪い、事実上、カード発行会社を連邦の反トラスト法上の責任から免れさせることになるので無効であると判断し、事件を第一審に差し戻した (*Amex I*)^{*56}。

アメックスの裁量上訴は受理され、合衆国最高裁は無署名の決定により事件をストルト・ニールセン事件の判例^{*57}に照らして再審査するよう指示して抗告審決定を破棄し、抗告審に差し戻した^{*58}。

差し戻し後の抗告審は、ストルト・ニールセン事件の判例が本件に適切でないとして再度、事件を第一審に差し戻した (*Amex II*)^{*59}。抗告審は、アメックスの裁量上訴のために同決定の効力を停止した^{*60}が、その間に合衆国最高裁が

*54 American Express Co. v. Italian Colors Restaurant, 133 S.Ct. 2304 (2013).

*55 In re American Express Merchants Litigation, 2006 WL 662341 (S.D.N.Y. 2006).

*56 In re American Express Merchants' Litigation, 554 F. 3d 300 (2d Cir. 2009).

*57 ストルト・ニールセン事件については、前記注51及びその本文を参照されたい。

*58 American Express Co. v. Italian Colors Restaurant, 130 S.Ct. 2401 (2010).

*59 In re American Express Merchants' Litigation, 634 F. 3d. 187 (2d Cir. 2011).

*60 合衆国最高裁への裁量上訴の申立てに伴う第二審の裁判の効力停止は、連邦上訴規則41条(d)(2)に基づく。

前記〔2〕のAT&T事件決定を下したため、同判例の本案への影響の有無を検討し、結局、この判例も本案に適切でないとして第一審への差戻しの判断を維持した (*Amex III*)^{*61}。

合衆国最高裁はアメックスの再度の裁量上訴を許した上、本案仲裁条項につき、連邦議会の反対の意思表示がない以上、契約に基づくものとして有効であり、連邦仲裁法の裁判官による例外判断もクラス仲裁放棄の場合には及ばないとして、原審決定 (*Amex III*) を破棄した。法廷意見はスカリア判事が執筆し、これにロバーツ長官、ケネディ、トーマス、アリトー各判事が同調した。トーマス判事は単独で補足意見を執筆した。ケイガン判事は反対意見を執筆し、これにギンズバーグ、ブライア各判事が同調した。ソトマヨール判事は、原審に関与したため、評議に加わっていない。

〔8〕第二次ハリバートン事件 (2014. 6. 23)^{*62}

上記〔3〕の第一次ハリバートン事件で合衆国最高裁が事件を差し戻した後の経緯を簡略に述べる。

第二次第一審の連邦テキサス北部地裁では、ハリバートン社による次の主張の当否が争点となった。すなわち、同社が因果関係を否定する目的で提出した証拠によれば、同社の虚偽の発表は株価に対する影響力 (price impact) を持たなかったことが明らかで、この場合、市場に対する詐欺理論が適用されないから民訴規則23条(b)(3)の支配性の要件を充たさず、クラス認証はできないというのである。同地裁は、この主張を排斥し、クラスアクションを認証した^{*63}。第二次抗告審の第五控裁はハリバートン社の抗告を棄却した^{*64}。

合衆国最高裁は、ハリバートン社の裁量上訴を許した上、クラス認証段階でも被告に市場に対する詐欺理論による推定を破る立証を許すべきであるとして原決定を破棄し、事件を再度差し戻した。この決定は、ロバーツ長官が執筆し、これにケネディ、ギンズバーグ、ブライア、ソトマヨール、ケイガン各判事が

*61 In re American Express Merchants' Litigation, 667 F. 3d 204 (2d Cir. 2012).

*62 Halliburton Co. v. Erica P. John Fund, Inc., 134 S.Ct. 2398 (2014).

*63 Archdiocese of Milwaukee Supporting Fund, Inc. v. Halliburton Co., 2012 WL 565997 (N.D. Tex. 2012).

*64 Erica P. John Fund, Inc. v. Halliburton Co., 718 F. 3d. 423 (5th Cir. 2013).

同調した。ギンズバーグ判事は補足意見を執筆し、これにブライア、ソトマヨール各判事が同調した。トーマス判事は、判決の結論に同意しつつ、ベイシック事件判決^{*65}を変更すべきであるとの意見を述べ、これにスカリア、アリトー各判事が同調した。

V 若干の考察

1966年改正後の連邦民訴規則に関する諮問委員会の注釈によれば、同規則23条(b)(3)は、同条(b)(1)、(b)(2)の場合と比較し、クラスアクションとして取り扱うことが明確に求められる場合ではないが、特定の事実関係により可否を決するとした方が望ましいこと、クラスアクションにより時間、努力、費用の面での経済性を達成し、同様の状況にある人々に関する判断の統一性を推進し、手続的公平さを害したり、その他の好ましくない結果をもたらすことがない場合を含むとして立案されたものである。同規則がその判断を裁判所の合理的裁量に委ねる趣旨であることは同条項後段の(A)ないし(D)の認定判断要素とされるところから窺うことができる。

前記Ⅱのアムジェン事件決定(2013. 2. 27)及び前記Ⅲのコムキャスト事件決定(2013. 3. 27)は、前記Ⅳ〔5〕のウォルマート事件決定(2011. 6. 20)と前記Ⅳ〔6〕のオックスフォード事件決定(2013. 6. 10)の間に下されたものである。これらの判例を通じて見ると、裁判結果はもちろん事案による訳であるが、クラスアクション(クラス仲裁もこれに準じる)の推進に積極的な事例として、前記Ⅳ〔1〕のマトリックス事件決定(証券詐欺。要件事実の主張ありとした)と同〔3〕の第一次ハリバートン事件決定(証券詐欺。クラス認証段階では損害の因果関係の立証を不要とした)があり、前記Ⅱのアムジェン事件決定(証券詐欺。市場に対する詐欺理論による推定が働く場合、クラス認証段階では重要性の立証を不要とした)がこれに続き、その後、前記Ⅳ〔6〕前記のオックスフォード事件決定(医療保険。クラス仲裁を認めた)がある。反対にクラスアクションの推進に消極的な事例としては、前記Ⅳ〔2〕のAT&T事件決定(少額事件。仲裁に関する連邦法の先占)、同〔4〕のJCG事件決

*65 ベイシック事件判決につき、前記注8参照。

定（証券詐欺。要件事実の主張なしとした）、同〔5〕のウォルマート事件決定（公民権法。共通性を否定）、があり、これに前記Ⅲのコムキャスト事件決定（反トラスト法。証拠に関する共通性を否定）が続き、その後のものとして、前記Ⅳ〔7〕のアメックス事件決定（反トラスト法。仲裁条項を有効とした）及び同〔8〕の第二次ハリバートン事件決定（証券詐欺。クラス認証前に市場に対する詐欺理論による推定に対抗する反証を許容）がある。

次に上記各判例の意見分布を見る。裁判官全員一致による判例は、前記Ⅳ〔1〕のマトリックス事件決定（積極）、同〔3〕の第一次ハリバートン事件決定（積極）、同〔6〕のオックスフォード事件決定（積極）、同〔8〕の第二次ハリバートン事件決定（消極。なお、市場に対する詐欺理論を採用したベーシック事件判決を見直すべきであるとのトーマス判事の意見が付され、これにスカリア、アリトー各判事が同調する）がある。他の積極的判例である前記Ⅱのアムジェン事件決定における多数派は、ロバーツ長官、ギンズバーグ、ブライア、アリトー、ソトマヨール、ケイガン各判事から成り、その内、アリトー判事は補足意見において、同事件では市場に対する詐欺理論の当否は問われていない旨をわざわざ述べている。同事件での少数派は、スカリア、ケネディ、トーマス各判事から成る。そのほかの消極的判例の多数派は、前記Ⅳ〔2〕のAT&T事件決定、同〔4〕のJCG事件決定、〔5〕のウォルマート事件決定、前記Ⅲのコムキャスト事件決定、前記Ⅳ〔7〕のアメックス事件決定とも、ロバーツ長官、スカリア、ケネディ、トーマス、アリトー各判事から成り、少数派は、ギンズバーグ、ブライア、ソトマヨール、ケイガン各判事から成る。この意見分布を見ると、クラスアクションの訴訟要件をめぐる事件においては、おおむね消極的結論が出易い陣容であると見ることができる^{*66}。

クラスアクションは、その認証が得られると相手方に訴訟の維持上、多大な費用と時間がかかるのでそれを避けるため和解に応じた方が良いかとの圧力がかかる。クラスアクションで和解が成立すると、当然のことながら、判決に至らずに事件は終局する。連邦議会においてもクラスアクションのある面での弊害を認識し、三度にわたり、改革法を成立させた。1995年の私的証券訴訟改革

*66 2010年のストルト・ニールセン事件決定（前記注参照）の少数派は、ギンズバーグ、ブライア、スティーヴンズ各判事である。スティーヴンズ判事の後任としてその後、ケイガン判事が任命された。ソトマヨール判事は評議に参加していない。

法（プリーディング要件の厳格化，クラス認証前のディスカヴァリーの制限，弁護士費用の制限等）^{*67}，1998年の証券訴訟統一基準法（多くの州証券詐欺訴訟の先占）^{*68}，2005年のクラスアクション公正法（州裁判所から連邦裁判所への移送の容易化）^{*69}である^{*70}。前記Ⅱのアムジェン事件決定の法廷意見にもクラスアクション認証による和解圧力に関する危惧が現れている（前記Ⅱ2⑤）。合衆国最高裁のクラスアクション認証要件に関する判例の主流はその危惧を踏まえ，法解釈論としても，その判断の実務への影響を考慮しつつ，結論を決していると思われる。

アムジェン事件決定は，証券詐欺を理由とするクラスアクションにおいて市場に対する詐欺理論を適用する上での要件の一つである誤表示の「重要性」についてクラス認証段階での立証を不要とし，この点に関して控裁間で分かれていた判断を統一させたことに意義が認められる^{*71}。また，クラスアクションによる違法行為の抑止と損害填補の効果面でも積極的意義が認められる^{*72}。

他方，コムキャスト事件決定は，反トラスト法事件における損害の算定方法についてもクラス全体に共通のものでないとクラス認証要件の一つである支配性を充たさないとの厳格な判断を示した。これによりクラス構成員の範囲を適切に限定することが求められ，その結果，クラスアクション提起の経済性の判断に影響があると思われる。

VI 日本法との対比

わが国でもクラスアクションの導入が研究され，「代表当事者訴訟法試案」^{*73}

*67 Private Securities Lit. igation Reform Act of 1995.

*68 Securities Litigation Uniform Standards Act of 1988.

*69 Class Action Fairness Act of 2005.

*70 See GEOFFREY C. HAZARD, JR. ET AL., CIVIL PROCEDURE 319-322 (6th ed. 2011). なお、藤本利一「クラス・アクションに対するClass Action Fairness Act 2005の影響」〔2011-1〕90頁以下が有益である。

*71 法廷意見は本件で裁量上訴を認めた理由として控裁間における判断の違いを挙げている（133 S.Ct. at 1194）。

*72 See, *The Supreme Court, 2012 Term—Leading Cases*, 127 HARV. L. REV. 268, 275 (2013).

が公表されたことがあったが、立法としては実現しなかった。現行民訴法（平成8年法律第109号）を立案する段階でアメリカのクラスアクション制度についても検討されたようであるが、立案当局はさまざまな観点からこれを断念し、これに代わるものとして旧民訴法にもあった選定当事者の制度に加え、係属中の訴訟の当事者でない者が当事者を選定当事者として選定することができるとの規定を新設する案で落ち着いた（民訴法30条3項）。この改正により共通の原因に基づく被害者が多数存在するが、それぞれの被害額が少額であるという類型の訴訟において、被害者の権利の実現の実効性を高めるため、先行する訴訟に共通の被害者が参加することが容易になることが期待された^{*74}。

その後もわが国にクラスアクションを導入すべきではないかとの声が高まり、平成22年に消費者委員会の下に設置された集団的消費者被害救済制度専門調査会のもとで調査・審議された。その結果は、同23年8月に報告書として公表され、おおむねこれを土台として法案が練られ、同25年12月に「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（同年法律第96号。「消費者裁判手続特例法」と略される）が成立するに至った。その施行日は、公布の日（同年12月11日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日からとされる（同法附則1条本文）^{*75}。

同法による裁判手続は、第一段目として共通義務確認訴訟、次に消費者側が勝訴した場合に第二段目として対象債権の確定手続（簡易確定手続と異議訴訟から成る）の二重構造を有するという特色がある。この点でアメリカのクラスアクションとは異なる。

同法上、「共通義務確認の訴え」とは、「消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、事業者が、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、金銭を支払う義務を負うことの確認を求める訴えを

*73 クラス・アクション立法研究会「クラス・アクションの立法のために」ジュリ672号16頁以下。

*74 竹下守夫ほか編・研究会新民事訴訟法—立法・解釈・運用50頁以下（1999）、法務省民事局参事官室編・一問一答新民事訴訟法（1996）。

*75 立法の経緯について、消費者庁消費者制度課・一問一答消費者裁判手続特例法1頁以下、223頁以下（2014）参照。

いう」と定義される(同法2条4号)。この定義から明らかなように訴訟要件として多数性の要件と共通性の要件があり、アメリカのクラスアクションの認証要件と類似する^{*76}。

消費者裁判手続特例法の原告は、特定適格消費者団体として内閣総理大臣が認定した団体に限られる(同法3条1項, 65条)。この点、アメリカのクラスアクションでは原告の特性に限定がないのと異なり、また、日本ではアメリカのクラスアクションの認証要件とされる典型性ないし代表の適切性は問題とならない。

訴訟対象の範囲については、同法3条1項に掲げられた5種類の請求に限定され(不法行為に基づく損害賠償請求は民法の規定によるものに限られる)、損害の範囲からは同条2項により、いわゆる拡大損害、人の生命又は身体を害されたことによる損害、精神上の苦痛を受けたことによる損害等6種類が除外されている。被告の範囲も、同条3項3号により事業者(不法行為の場合は、履行事業者、勧誘者等を含む)に限定されている。これらの点はかような限定のないアメリカのクラスアクションとは大きく異なる。

注目されるのは、同法3条4項である。同項は、「裁判所は、共通義務確認の訴えに係る請求を認容する判決をしたとしても、事案の性質、当該判決を前提とする簡易確定手続において予想される主張及び立証の内容その他の事情を考慮して、当該簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるときは、共通義務確認の訴えの全部又は一部を却下することができる」と定めており、これはアメリカのクラスアクションにおける支配性の要件に相当すると考えられる^{*77}。

日米の法の大きな違いとしては判決効の及ぶ範囲の問題がある。アメリカのクラスアクション(連邦民訴規則23条(b)(3)の場合)では、裁判の効力はオプトアウトを申し出ない限り、クラス構成員全員に及ぶ(同条(c)(3)(B))。これに対し、わが消費者裁判手続特例法では、共通義務確認訴訟の確定判決は、簡易確定手続に債権届出をした者(すなわち、オプトインした者)に及ぶとされ(同

*76 第一東京弁護士会全期旬和会編・Q & A 新しい集団訴訟—消費者裁判手続特例法のポイントと実務上の対応22頁以下(2014)。なお、伊藤眞「消費者被害回復裁判手続の法構造—共通義務確認訴訟を中心として」法曹時報66巻8号2035頁以下参照。

法9条), 限定的となっている*78。

なお, 同法にはアメリカのクラスアクション認証手続に類する制度が設けられていないが, 共通義務確認の訴えの訴訟要件が認められない場合はこの訴えは却下され, 認められる場合には中間判決(民訴法245条)を活用することが考えられる*79。

Ⅶ 結 語

アメリカ合衆国のクラスアクション制度は, 1966年に連邦民訴規則が改正されて以降, 証券詐欺(誤表示)や反トラスト法違反による損害賠償請求を中心とし, その後, 公民権法違反事件などに活用範囲を広げてきたが, 懲罰賠償等の実体法上の問題や陪審制度も絡んで, 相手方企業に対する和解圧力として作用するなど, 弊害が懸念されてきた。議会も一部対策立法を試みたが, その結果は事件数の減少に結び付いていないようである*80。合衆国最高裁は, クラスアクションの認証要件について緩和方向と厳格化方向が交錯し, 最近では, 合衆国最高裁裁判官の陣容からして厳格化の傾向の方が強いように思われる。

以上考察したところから明らかなように, わが国の消費者裁判手続特例法は, 先行するアメリカのクラスアクション制度の利害得失を検討しながら立案され

*77 第一東京弁護士会全期旬和会編・前記注75記載書25頁以下参照。消費者庁消費者制度課・前記注74記載書36頁以下にはその具体例として, 個々の消費者毎に事情が異なる次の4例を挙げている。瑕疵担保責任の事案では個々の消費者が購入した商品の不具合の有無の認定, 過払金訴訟では個々の貸借毎の貸し借りの内容と一体的充当計算の可否の判断, 損害保険では保険事故発生の有無の判断, 詐欺的商法では個々の消費者毎の過失相殺の認定判断がそれぞれ困難な場合である。

なお, 支配性の要件については, 「簡易確定手続において予想される主張及び立証の内容その他の事情を簡易確定手続の開始決定において考慮すれば十分ではなかったのか」との疑問を呈する説として, 千葉恵美子「集团的消費者利益の実現を巡る研究序説試論」千葉ほか編・集团的消費者利益の実現と法の役割6頁(2014)がある。

*78 消費者庁消費者制度課・前記注74記載書9頁以下参照。

*79 同旨, 太田洋・宇野伸太郎・前記注18記載論文25頁。

*80 GEOFFREY C. HAZARD, JR. ET AL., *supra* note 70, at 320. なお, 藤本利一・前記注70記載の論文参照。

たようであり、その間には構造的に大きな違いが見られるが^{*81}、少なくとも訴訟要件としての多数性、共通性、支配性の要件が存するところで一致する。この点に関し、長い運用の歴史を有するアメリカのクラスアクション法理はわが国の法の運用上も参考価値が高いと思われる。今回主として検討した前記Ⅱの Амジェン事件は共通性及び支配性が認められた事案であり、前記Ⅲのコムキャスト事件は共通性が認められなかった事案であって、前記Ⅳで検討したクラスアクション認証要件に関する合衆国最高裁判例を含め、わが消費者裁判手続特例法の訴訟要件を考える上で有用な示唆を与えるものと思われる。

(追記 本稿脱稿後、中村英郎博士が平成27年2月5日に亡くなられたとの報に接した。先生から賜った学恩に深く感謝しつつ、心から先生のご冥福をお祈り申し上げたい。)

*81 消費者裁判手続特例法の適用範囲がアメリカのクラスアクションと対比して大きく限定されていることには批判があろうが、後者の弊害とされることを克服するための試みとして理解できる。